

再発防止措置（案）総括表

	緑 資 源 機 構	受 注 法 人	林 野 庁
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑資源機構は、本年度限りで廃止する。 ○ 水源林造成事業は、国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に継承する。 ○ 機構の廃止と国有林野事業の一部を移管する独立行政法人の設立との間の期間（2年程度）においては、経過措置法人において水源林造成事業を実施する。 ○ 農用地総合整備事業及び特定中山間保全整備事業については、基本的に平成20年度以降、経過措置法人において、事業完了まで実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 起訴された受注公益法人（(財)森公弘済会、(財)林業土木コンサルタンツ）は、設立許可の取消しを行う。 ○ その他の受注公益法人についても、測量・建設コンサルタント業務からの撤退又は自主解散のいずれかを選択するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の監督体制に関し、入札段階における監視の強化、入札結果の分析などのフォローアップの実施、地方局も含めた入札監視体制の整備・強化等の措置を講ずる。 ○ 機構の水源林造成事業は、経過措置法人へ事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐこととし、一刻も早く経過措置を終了し安定した継承事業の執行体制を確立するため、国有林野事業の一部独立行政法人化等は、実施を1年前倒しし、平成22年4月とする。 また、これに併せて林野庁の組織を事業のあり方の見直しに応じて再編することを検討する。
事 業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑資源幹線林道事業 独立行政法人の事業としては廃止することとし、平成20年度から実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検証しながら補助事業として実施する。 ○ 農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業 現在継続中の区域が完了した時点で、事業を廃止する。 特定中山間保全整備事業については、継続して実施する3区域についても、農林道等について計画を見直し、必要な残事業に限定して実施する。 ○ 水源林造成事業、海外農業開発事業 事業の執行に当たり、その透明性、効率性を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承する。 ○ 事業の実施に当たり、一般競争入札への移行等の措置済みの取組に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ① 低入札価格調査の実施、入札情報の一層の公開等の入札方式の改善 ② 入札監視委員会による抜き打ち検査、再就職者が在籍する法人の受注に係る調査・公表等の監視の強化 ③ ペナルティの強化 ④ 職員教育の強化、情報管理の徹底等のコンプライアンスの徹底を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受注公益法人には、測量・建設コンサルタント業務について、今後一切行わないよう指導する。 ○ 林野庁所管の公益法人については、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善を図ることとし、特に、現に民間企業と入札での競争が行われる業務について、公益事業として行うことを認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注については、早急に一般競争入札への切り替えを行う。 ○ 監督機関として更に姿勢を正し、 <ul style="list-style-type: none"> ① 入札情報の公開の徹底 ② 一般競争入札への切替えに伴う体制強化 ③ 入札監視体制の強化 ④ 有識者の参画によるコンプライアンス体制の整備と抜き打ち監査等の実施 ⑤ 再就職者の在籍する法人の受注に係る調査・公表等に重点的に取り組む。 ○ 林野関係予算について必要な見直しを行い、森林・林業の再生と山村の活性化等のための新たな政策の展開を図る。
人 事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在凍結中の受注先法人への再就職については、引き続き自粛するよう指導する。 ○ 事業部門ごとに固定化されている人事の見直し、民間との人事交流の実施を行うように指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在凍結中の受注先法人への再就職については、引き続き自粛する。 ○ 林野庁所管の公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在凍結中の受注先法人への再就職については、引き続き自粛する。 ○ 勸奨退職年齢の引き上げを行う。